

令和5年度 リーディング品目支援事業 高級大和茶生産販売促進事業公募要領

1. 目的

本県農業の主要な品目で牽引役として重要な柿、茶、イチゴ、キクなどをリーディング品目として位置づけ産地強化を図るための支援を行っている。茶については、海外輸出をさらに促進するために輸出向け生産志向生産者に対しての農薬残留分析費用の支援を行う。

2. 事業の内容・補助対象経費・予算額等

事業内容	補助の対象となる経費	予算額	補助率	上限補助額
輸出対応大和茶生産支援事業	米国向け輸出茶残留農薬分析費用	400千円	1/2以内	分析サンプル1件あたり40千円

3. 補助対象となる条件

- ①GAPあるいは有機JAS取得グループとする。事業着手3年以内に取得しようとする生産者グループも可とする。
- ②農薬残留分析については、茶用の残留分析で300種以上の成分分析を一括で実施できる会社へ依頼すること。

4. 事業実施主体

下記の(1)または(2)のいずれかに該当するものとする。

(1) 奈良県内に住所を有する3戸以上の生産者を含む団体で、以下のすべての条件を満たすもの。

- ・代表者の定めがあること。
- ・組織の規約及び構成員の名簿が整備されていること。
- ・団体名義の口座において補助金の管理ができること。

(2) 県内に主たる事務所を有し、県内で営農しており、法人名義の口座において補助金の管理ができる以下の法人。

- ①農事組合法人②農事組合法人以外の農地所有適格法人③既に農地を所有または借りて継続して経営している農業者が経営規模の発展等を目的に法人化したもの

5. 本事業の担当部署（問い合わせ先）

奈良県食と農の振興部 農業水産振興課 園芸特産係（担当者：長岡） ☎ 0742-27-7443

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 【e-mail】 nogyos@office.pref.nara.lg.jp

6. 事業実施期間 補助金交付決定日から令和6年3月末日（事業完了報告の提出期限）まで

7. 事業公募期間 令和5年7月7日（金）9:00から令和5年8月4日（金）16:00まで

8. 事業への応募

(1) 事業申請書の入手

本事業への取り組みを希望する事業実施主体は、（別紙様式）高級大和茶生産販売促進事業申請書を5の担当部署への訪問または、担当部署のホームページより入手すること。

(2) 事業申請書の提出期限 令和5年8月4日（金） 16:00 必着

(3) 事業申請書の提出先 5の担当部署

(4) 事業申請書の提出方法 持参、郵送、電子メール

9. 事業実施主体の選定について

提出された申請書について審査を行い、事業実施主体を選定する。

事業実施主体として選定された者に対しては、補助金交付申請書の提出について通知する。

(別紙様式)

令和5年度 高級大和茶生産販売促進事業申請書

令和 年 月 日

奈良県食と農の振興部農業水産振興課長 殿

住 所 _____

団体名 _____

代表者名 _____

連絡先 _____

令和5年度高級大和茶生産販売促進事業（輸出対応大和茶生産支援事業）として、下記の取組内容の実施を希望します。

記

サンプル No.	分析サンプルの 製造年月日	茶種	品種	分析機関名	総分析費用（円）

【添付書類】

①GAPあるいは有機JAS取得グループであることを証明する書類。または、事業着手3年以内にGAPあるいは有機JASを取得する場合は誓約書。

②分析費用の見積書（2社以上）

2. 要件の確認 ※（1）もしくは（2）の□の全てに☑を記入できること。

（1）奈良県内に住所を有する3戸以上の生産者を含む団体の場合

- 団体の構成員は3戸以上である
- 団体の規約があり、代表者の定めがあること
- 団体の名簿があること
- 団体名義の口座において補助金の管理ができること

【上記内容が確認できる書類（規約・名簿・通帳等）の写しを添付】

（2）県内に主たる事務所を有し、県内で営農している①農事組合法人、②農事組合法人以外の農地所有適格法人、または、③既に農地を所有または借りて継続して経営している農業者が経営規模の発展等を目的に法人化したもので、以下の条件を満たすものの場合。

- 団体名義の口座において補助金の管理ができること

【上記内容が確認できる書類（定款・登記・通帳等）の写しを添付】